

2018年10月30日

「プラチナくるみん」を取得しました！！

～「子育てサポート特例認定企業」として千葉労働局長より認定～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、このたび次世代育成支援対策推進法（※）に基づき、より高い水準で「子育てサポート」企業として取組みが評価され、千葉労働局長より、「プラチナくるみん」の認定を受けましたので、お知らせいたします。

当行では、従来から従業員の仕事と育児の両立支援を、従業員に対するCSR（企業の社会的責任）と位置付け、子育て支援制度の拡充に積極的に取組み、2007年には千葉県内における第1号の認定企業として、次世代認定マーク「くるみん」を取得し、2012年、2015年とこれまでに3回の認定を受けております。

今般の「プラチナくるみん」の認定を受けた行動計画（2015年4月～2018年3月）においては、男性従業員の育児参加機会の増大を目的とした育児目的休暇制度（配偶者出産特別休暇）の拡充や、女性従業員の継続就業を目指した体系的なキャリア研修の実施など、当行の各種取組みが評価されたものです。

当行は、今後も継続して「従業員の仕事と育児の両立支援」を推進し、多様な人材が能力を發揮できる環境づくり、人材重視の働きやすい職場づくりに努めてまいります。

※「次世代育成支援対策推進法」

急速な少子化に対応し、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を目的に平成17年に施行されたものです。



行動計画（2015年4月～2018年3月）

【目標1】

従業員の育児参加機会の増大を図るため、育児目的休暇制度（配偶者出産特別休暇）を拡充する。

⇒配偶者出産特別休暇制度を拡充

⇒男性行員の育児目的休暇取得者：70人（取得率72.4%）

【目標2】

育児期間中の従業員のキャリアロスと縮減するために、自宅学習システムを導入し、知識低下を縮減する仕組みを整備する。

⇒育児中の従業員も利用可能な自宅学習システムを導入した。

【目標3】

総労働時間を短縮するために、「所定外労働の削減」及び「年次有給休暇の取得促進」に取り組む。

⇒店舗表彰制度の項目に「時間外勤務削減」および「休暇取得促進」を設け、行内全体の意識高揚を図った。

以上